

## デジタルジャパンの原案等の策定に関する意見

1. 個人/団体の別: 団体
2. 団体名:  
国際航業株式会社 技術開発本部 国土情報基盤事業推進部 事業戦略G
3. 連絡先  
非公開

Copyright(C) 2009 KOKUSAI KOGYO CO., LTD. All Rights Reserved.  国際航業株式会社

### 4. 意見

#### (1) デジタルジャパンの目標について

- 「Dパワーであらゆる無駄を撲滅するデジタル・エコ社会」については、**適当と**考えます。
  - 当目標に関連する具体的な提案を、  
“(2) 目標を達成するために必要な施策について①”(p2)に示します。
  
- 「Dパワーですべての市民・企業が元気になり、夢を実現できるデジタル成長社会」については、**以下のとおり**と考えます。
  - 「夢を実現できるデジタル成長社会」とは、市民・企業が知りたい情報を知りたい形で入手でき、新しいビジネスの創造や地域課題の発見を“自ら”実施できる環境が整っている状態が前提条件になると考えます。
  - 本前提条件に関連する具体的な提案を、  
“(2) 目標を達成するために必要な施策について②”(p3)に示します。

## 4. 意見 (2) 目標を達成するために必要な施策について① 「Dパワーであらゆる無駄を撲滅するデジタル・エコ社会」に関連する提案

「デジタル情報流通の円滑化と効果的活用」に関係

### ■ 現状認識

- 政府・国はこれまで行政(国、地方公共団体等)が保有する様々な資料・情報のデジタル化(電子化)に取り組んできた。
- しかし、この電子化の取り組み、または、それらを活用するための取り組みは、技術的な仕組みを解決するための検討に留まっており、制度的な検討が伴っておらず、必ずしも持続可能な仕組みとはなっていない。
- このため、行政業務の場面によっては、デジタルデータを活用する作業とアナログ資料を活用する作業の二重作業を強いられる結果となっている。
  - ◆ 例： 道路法施行規則第二条では、道路に関する図面を「縮尺千分の一以上」と規定している。これは、人間が、紙図面上に記入されている道路に関する情報(例えば、幅員〇〇mといった情報)を認識するために必要となる余白部分の大きさを確保する観点から求められる縮尺である。一方で、デジタル地図の世界では、拡大や縮小は自由に行うことができ、道路に関する情報の文字の大きさも任意に設定できる。このような観点から、デジタル地図においては縮尺を一定に決めなければならないという考え方はない。しかし、この規定があるために、地方公共団体では今でも「縮尺千分の一以上」の紙図面を備えておくことが慣例となっており、デジタル地図との重複整備が起きている。

### ■ 課題

- 国・地方公共団体の行政業務の多くは法律(法令)に従って手続きされることが多く、行政事務の根拠法令がデジタル化社会にそぐわないためにアナログ資料の利用から脱却できない(完全にデジタル化することができない)という「無駄」が発生している。

### ■ 提案

- 技術的な課題解決だけでなく、IT・デジタル技術を受け入れるための制度的な解決を行うため、関係法令の見直しの実施を提案する。
  - ◆ 具体的には、申請、報告、帳票、図面、地図等のキーワードから抽出される関係法令を対象とし、完全デジタル化または電子化によって影響のある法律をそれぞれの分野の専門家(有識者)に検討を依頼し、見直しを図る。
  - ◆ 実施に向けたロードマップ
    - 1年目：修正対象法令の抽出
    - 2年目：法令の見直し検討
    - 3年目：法令改訂案の提出
- 主な関連機関：国土交通省、総務省、農林水産省、環境省

国際航業株式会社

Copyright(C) 2009 KOKUSAI KOGYO CO., LTD. All Rights Reserved.

2

## 4. 意見 (2) 目標を達成するために必要な施策について② 「Dパワーですべての市民・企業が元気になり、夢を実現できるデジタル成長社会」に関連する提案

「デジタル情報流通の円滑化と効果的活用」に関係

### ■ 現状認識

- 国・地方公共団体には、様々な資料・史料がアナログ・デジタル問わず蓄積されている。
- これらは、施策のための分析や産業の活性・創出、環境改善など多方面に利用することができる。
- しかし、それらの情報は、「どこにあるか分からない」、「見つかっても情報と情報を結びつけることができない」など、効果的・有効的な利用がされていない。

### ■ 課題

- 分散して所在する情報と情報が結びつく(情報が融合する)ための技術的な解決が必要。
- また、行政が保有する情報を行政機関内に留まらず市民・企業まで広く流通させるための仕組みの構築が必要。

### ■ 提案

- 情報が融合するための技術開発と情報流通のための仕組み作りの実施を提案する。
  - ◆ 具体的には、行政において利用される情報の多くが「場所」に関連していることに着目し、あらゆる情報を「場所」をキーとして「つなげる」ための情報流通基盤を構築し、広く普及をはかる。
  - ◆ 実施に向けたロードマップ
    - 1年目：流通基盤のあり方・基本設計の実施
    - 2年目：流通基盤の構築と実証作業の実施
    - 3年目：流通基盤の普及活動の実施
- 主な関連機関：経済産業省、国土交通省、総務省(地方公共団体)

国際航業株式会社

Copyright(C) 2009 KOKUSAI KOGYO CO., LTD. All Rights Reserved.

3